

耐火クロス製防火・防煙スクリーンの自主基準化に向けて(2001年12月)

平成13年7月26日と27日、耐火クロス製の防火・防煙スクリーン(以下耐火クロススクリーン)の開口寸法拡大に関する検証試験が、(財)建材試験センターにおいて行われました。

耐火クロススクリーンを施工する場合、従来は旧建築基準法第38条の大臣特認で対応してきましたが、改正に伴う新法では特定防火設備として国土交通大臣認定製品の対象となり、国土交通大臣の指定する評価期間での性能評価に基づいて大臣認定を取得するものと定められました。ただし、新法施行以来、耐火クロススクリーンの試験体が試験炉(間口3.2m、高さ3m)を超えるものについては性能評価を行うための試験方法が確立していなかったため、評価業務自体が行えない状態となっていました。

これを受けて当協会では、耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術基準策定委員会を設け、同製品の性能評価方法を研究するために、間口が3.2mを超えるものに関する性能評価の計算方式を検討し、その計算方式を「協会提案理論」として先に指定性能評価機関に提案しました。

今回の(財)建材試験センターでの検証試験の実施は、当協会で作成・提案した計算方式が、今後指定性能評価機関において試験体を越える間口寸法を評価するための判断基準に適合するかどうかを検証するもので、大臣認定の評価方法に関わる重要なステップとなるものです。

2日間にわたる試験によって測定された結果は、当協会で作成した計算方式との整合性が検証され、その結果は評価機関を通じて国土交通省に上申されます。

今回の検証試験によって指定性能機関としての評価方法が決定すれば、今後は各メーカーから大臣認定のための性能評価申請が可能となります。当協会では、建築基準法の改正による性能規定化の流れを受けて、耐火クロススクリーンについての技術・施工・点検基準など「自主基準」づくりに取り組んでいます。今回の性能評価の検証試験はそうした今後の活動に向けての実質的な第一歩となるものです。

平成13年12月現在、耐火クロススクリーンについては技術基準、保守点検基準を策定し、国土交通省ならびに指定評価機関と調整を図っていると



▲建材試験センター(草加試験場)



▲加熱試験風景



▲試験を見守る技術基準策定委員会のメンバー